

○姫路市夢前ケーブルテレビネットワーク施設条例

平成18年3月27日

条例第37号

(設置)

第1条 地域の情報を提供することにより地域の活性化を図るとともに、高度情報化社会に適応した住みよいまちづくりを推進するため、姫路市夢前ケーブルテレビネットワーク施設を設置する。

(位置)

第2条 姫路市夢前ケーブルテレビネットワーク施設のうち情報センターの位置は、次のとおりとする。

姫路市夢前町前之庄2160番地

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 姫路市夢前ケーブルテレビネットワーク施設 受信点施設(地上波放送及びFM放送を受信するための施設をいう。)、情報センター及び情報センターから保安器までの送信施設で、市が管理するものをいう(以下「ネットワーク施設」という。)
- (2) タップオフ 送信線を分岐するための設備をいう。
- (3) 保安器 端末機器を異常電圧から保護する機器をいう。
- (4) 引込み施設 タップオフから保安器までの送信施設で、市が管理するものをいう。
- (5) 宅内設備 保安器の出力側から端末機器の入力側までの送信設備で、加入者が設置し、及び管理するものをいう。
- (6) 端末機器 ケーブルテレビ電話機及び告知放送受信機をいう。
- (7) ケーブルテレビ電話機 別表第1に規定する電話通信サービスの提供を受けるために用いる機器をいう。
- (8) 告知放送受信機 別表第1に規定する音声告知サービス及び緊急災害情報サービスの提供を受けるために用いる機器をいう。
- (9) サービス 別表第1に掲げる基本サービス及び付加サービスをいう。
- (10) 加入者 第6条第1項の規定により市長の承認を受けてサービスを利用する者をいう。

(事業)

第4条 ネットワーク施設は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) サービスの提供を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、ネットワーク施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(事業区域)

第5条 ネットワーク施設の事業を行う区域は、編入前の夢前町の区域とする。

(利用の承認等)

第6条 サービスを利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 加入者は、利用しようとするサービスの区分を市長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(利用の停止等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、加入者に対して、サービスの利用の停止を命じ、又はその承認を取り消すことができる。この場合において、加入者に生じた損害については、市は、その責めを負わない。

- (1) 加入者が、この条例又はこれに基づく規則に違反してサービスを利用したとき、又は利用しようとしたとき。
- (2) 加入者が、偽りその他不正の手段により前条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 加入者が、第11条第2項の使用料又は第12条の利用料を3箇月以上滞納したとき。
- (4) 加入者が、ネットワーク施設の事業の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。

(加入負担金)

第8条 市は、ネットワーク施設の運営に要する費用の一部に充てるため、加入者から加入負担金を徴収する。

2 加入負担金の額は、1戸につき100,000円とする。この場合において、1戸とは、宅内設備を設置する1建物(集合住宅においては1世帯)をいうものとする。

3 既納の加入負担金は、還付しない。

(引込み施設の新設等)

第9条 加入者は、引込み施設の新設又は移設を要するときは、工事実施申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 引込み施設の新設又は移設の工事については、市長の承認のもと加入者が行うものとし、これに要する費用は加入者の負担とする。

3 前項の工事が完了したときは、加入者は、工事完了報告書を市長に提出し、その確認を受けなければならない。

4 設置された引込み施設の所有権は、市に帰属する。

(宅内設備の設置等)

第10条 加入者は、宅内設備を設置しなければならない。

2 加入者は、宅内設備の新設、移設、改修又は撤去(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、その内容について市長の確認を受けなければならない。

3 宅内設備の新設等の工事に要する費用は、加入者の負担とする。

4 宅内設備の新設等の工事は、市長の認定する業者でなければ行ってはならない。

(端末機器の貸出し)

第11条 市長は、加入者にサービスの提供に必要な端末機器を貸し出すものとする。

2 加入者は、別表第2に定める端末機器の使用料(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。)を納付しなければならない。

(利用料)

第12条 加入者は、別表第3の左欄に掲げる利用するサービスの区分に従い、同表の右欄に定める利用料(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。)を納付しなければならない。

(加入負担金及び利用料の減免)

第13条 市長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより第8条の加入負担金及び前条第1項の利用料を減額し、又は免除することができる。

(加入者の義務等)

第14条 加入者は、ネットワーク施設及び端末機器を善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 加入者は、ネットワーク施設及び端末機器の異常を発見したときは、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

(加入者の権利の承継)

第15条 加入者からサービスの利用に関する権利を承継しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

(利用の休止等)

第16条 加入者は、サービスの利用を休止し、廃止し、又は再開しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 加入者は、サービスの利用を休止し、又は廃止したときは、速やかに端末機器を市長に返却しなければならない。

(サービスの提供の中断)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サービスの提供を中断することができる。この場合において、加入者に生じた損害については、市は、その責めを負わない。

(1) ネットワーク施設の保守点検及び修理を行うとき。

(2) 災害その他不可抗力によってサービスを提供することができなくなったとき、又は提供することが不相当と認められるとき。

(立入検査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、加入者がサービスの提供を受けている建物及びその建物が存する土地に立ち入り、引込み施設、宅内設備、端末機器その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(損害の賠償)

第19条 ネットワーク施設又は端末機器を汚損し、損傷し、若しくは亡失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第20条 市長は、ネットワーク施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にネットワーク施設の管理を行わせることができる。この場合において、第3条中「市が」とあるのは「指定管理者が」と、第6条、第7条、第9条から第11条まで及び第13条から第18条までの規定中「市」及び「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(選定方法及び選定基準)

第21条 ネットワーク施設の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、事業計画書等により、次に掲げる基準のいずれにも該当するものうちから、最も適切にネットワーク施設の管理を行うことができると認められるものを指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)として選定するものとする。
 - (1) ネットワーク施設の管理を行うに当たり、平等な利用が確保できること。
 - (2) ネットワーク施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書の内容に沿ったネットワーク施設の管理を安定して行う能力を有すること。
 - (4) ネットワーク施設の設置の目的に寄与する事業を企画し、及び実施する能力を有すること。
- 3 市長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前項の基準のいずれにも該当すると認められる特定のものを、そのものとの協議により候補者としてすることができる。

(再度の選定)

第22条 市長は、次に掲げるときは、前条第1項の規定による申請者のうち候補者(第2号の場合にあっては、指定を取り消したものを)を除くものの中から再度前条第2項の規定による選定を行うことができる。

- (1) 候補者を指定管理者に指定することが不相当と認められる事情が生じたとき。
- (2) 次条第1項の規定により指定した後、指定期間開始前までの間に法第244条の2第11項の規定により、その指定の取消しを行ったとき。

(指定管理者の指定)

第23条 市長は、議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示する。

(指定管理者の業務の範囲)

第24条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業を行うこと。
- (2) ネットワーク施設の業務提供を受けるものの承認等に関すること。
- (3) 加入者負担金の徴収及び減免並びにネットワーク施設利用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) ネットワーク施設及び設備の維持管理を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ネットワーク施設の管理に関し市長が必要と認めること。

(事業報告書の提出)

第25条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日以後)、法第244条の2第7項に規定する事業報告書を、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第26条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に旧夢前町ケーブルテレビネットワークの設置及び管理に関する

る条例(平成15年夢前町条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成22年6月28日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の改正規定及び第21条を第28条とし、第20条の次に7条を加える改正規定(第26条及び第27条に係る部分に限る。)は、平成23年4月1日から、第3条及び第12条並びに別表第1第1項及び第2項の表並びに別表第2の表の改正規定は、平成23年7月25日から施行する。

附 則(平成23年10月6日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条、第4条、第12条関係)

1 基本サービス

区分	サービスの名称	内容
放送系サービス	自主放送サービス	市政の情報、地域のイベント情報、農業の情報等に関するテレビジョン放送番組を制作し、加入者に提供する。
	再送信サービス	地上波放送、FM放送等を受信し、加入者に提供する。
通信系サービス	電話通信サービス	加入者間におけるケーブルテレビ電話による通話を無料で提供する。
	音声告知サービス	市政の情報、自治会の情報等を音声により提供する。
	緊急災害情報サービス	自然災害等の緊急の情報を音声により提供する。

2 付加サービス

区分	内容
インターネット接続サービス	インターネットへの接続及び電子メールアドレスの提供を行う。

別表第2(第11条関係)

端末機器の名称	1台目の使用料	2台目以降1台当たりの使用料 (月額)
ケーブルテレビ電話機		円

	無料	200
告知放送受信機	無料	1,200

備考

- 1 月の途中において、端末機器を借り受け、又は返却した場合の使用料の額は、当該月を1月として計算する。
- 2 第17条の規定によりサービスの提供を10日以上中断した月の使用料は、無料とする。

別表第3(第12条関係)

サービスの種類		利用料(月額)	備考
基本サービス	放送系サービス	円 500	
	放送系サービス及び通信系サービス	800	
付加サービス	インターネット接続サービス	2,200	インターネット接続料、回線利用料及び電子メールアドレス1件分の利用料を含む。 電子メールアドレスを追加して利用したときは、1件につき300円を加算する。

備考

- 1 月の途中において、サービスの利用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合の利用料の額は、当該月を1月として計算する。
- 2 第17条の規定によりサービスの提供を10日以上中断した月の利用料は、無料とする。
- 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく社会福祉施設及び医療法(昭和23年法律第205号)に基づく医療等を提供する施設に係る基本サービスの利用料は、当該基本サービスの区分に係る利用料の額に当該病床等の数を30で除して得た数(1未満のときは、これを1とし、1を超える場合で小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)を乗じて得た額とする。
- 4 旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく旅館業を営業する施設に係る基本サービスの利用料は、当該基本サービスの区分に係る利用料の額に当該客室の数を20で除して得た数(1未満のときは、これを1とし、1を超える場合で小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)を乗じて得た額とする。